

消費者被害注意報

突然のトイレの詰まりで慌てないように、日頃から信頼できる 修理業者 や 管理会社 の 情報収集を！

トイレが詰まり、「24時間対応」「基本料金数百円～」などと書かれた広告を見て来てもらったところ、事業者に次々と欠陥を指摘され、不安になって高額な契約をしてしまったという相談が後を絶ちません。

事例 トイレが詰まってしまい、郵便受けに投函されていたマグネット広告で知った事業者に修理を依頼した。駆け付けた作業員に作業の概要を説明されたが、慌てていてよく理解しないまま了承してしまい、「今すぐ便器を外して配管を修理しないと隣の部屋まで被害が及ぶ」と不安をあおられ、断れず承諾してしまった。

詰まりは解消したが、30万円の請求書を渡され驚いた。



- ◇ 広告の宣伝表示を鵜呑みにしないようにしましょう。現場の状況次第では、広告の表示料金よりも高額になる場合があるので注意が必要です。
- ◇ 必ず複数社から見積りを取り、慎重に事業者を選定しましょう。見積りを依頼する際には「見積り料金」、「出張料金」、「夜間料金」などが必要なか、「見積りが高額な場合はキャンセルできるか」、「キャンセル料は必要か」などを確認しておきましょう。
- ◇ 修理の過程で「今すぐ作業しなければならない」等と契約を急がされても、契約内容に納得できない場合は、一旦作業を中断してもらい、他の事業者に費用相場を照会するなど、契約条件を確認しましょう。特に、便器を外してしまった後では断り難くなります。
- ◇ トイレ修理のような緊急を要するトラブルに備え、安心して修理を依頼できる事業者や、賃貸住宅の場合は管理会社の緊急連絡先などを普段から調べておきましょう。

消費者トラブル防止のために



まずはお電話で！

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111